

埼玉県母子家庭等対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 「埼玉県母子家庭等対策事業実施要綱」(以下「実施要綱」という。)に基づき事業を行う市町村に対し、毎年度予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付額の算定)

第2条 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める種目ごとに、次により算出するものとする。ただし、算出されたそれぞれの額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) ひとり親家庭等日常生活支援事業

別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定した額から「埼玉県母子家庭等対策事業実施要綱」の別紙に定める負担基準による徴収額を控除した額に4分の3を乗じて得た額。

(2) ひとり親家庭等生活向上事業

別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額

ただし、子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルスの拡散拡大防止対策を目的とするものの実施に係るもの)は10/10を乗じた額。

(申請書の様式等)

第3条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

2 規則第4条第1項の申請書の提出期限は、年度ごとに別に定めるものとする。

(申請書の添付書類)

3 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

4 規則第4条第2項第5号に掲げる知事が定める事項に係る添付書類は、補助事業に係る当該年度歳入歳出予算見込書抄本とする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(変更申請手続)

第5条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付の申請等を行う場合は、第3条に定める申請手続きに従い、知事が定める期日までに行うものとする。

(状況報告)

第6条 補助金の交付決定の通知を受けた市町村の長は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 規則第13条の報告書は、補助事業完了後速やかに提出するものとする。
(交付額確定通知書の様式)

第8条 規則第14条の交付額確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。
(書類の整備等)

第9条 市町村長は、補助金と事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした調書を作成し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

2 前項の調書の様式は、様式第5号のとおりとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度事業から適用する。

別表（第2条関係）

1 区分	2 基準額	3 対象経費	補助率
ひとり親家庭等日常生活支援事業	<p>次により算出された額の合計額とする。</p> <p>1 事務費掲載 1 か所あたり 4,056,000円</p> <p>2 派遣手当 (1) 子育て支援 ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間（9時～18時） なお、講習会会場、そのほか適切な施設にて子育て支援をする場合については、次のイの単価とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童1人の場合 900円×延活動単位数 ・ 児童2人の場合 900円×延活動単位数×1.5 ・ 児童3人の場合 900円×延活動単位数×2 ・ 児童4人の場合 900円×延活動単位数×2.5 ・ 児童5人の場合 900円×延活動単位数×3 <p>イ 講習会会場等 1,350円×延活動単位数</p> <p>ウ 早朝、深夜（18時～翌日9時） なお、宿泊する場合については、宿泊分（22時～翌日6時）の時間については、次のエの単位とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童1人の場合 1,120円×延活動単位数 ・ 児童2人の場合 1,120円×延活動単位数×1.5 ・ 児童3人の場合 1,120円×延活動単位数×2 ・ 児童4人の場合 1,120円×延活動単位数×2.5 ・ 児童5人の場合 1,120円×延活動単位数×3 	<p>1 ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施に必要な報酬、共済費、給料（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、職員手当等（ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る）、報償費、旅費、需要費（食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費）、役務費、（通信運搬費、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	3/4

	<p>エ 宿泊分 4,480円×延児童数</p> <p>オ 移動時間</p> <p>移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,860円×延動単位数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分未満は、0単位 ・30分以上1時間未満は、0.5単位 ・1時間以上は1単位 <p>(2) 生活援助</p> <p>ア 深夜、早朝以外の通常勤務時間（9時～18時） 1,860円×延活動単位数</p> <p>イ 早朝、深夜等（18時～翌日9時） 2,320円×延活動単位数</p> <p>ウ 移動時間</p> <p>移動時間については、訪問先から次の派遣先に移動する場合について、次のように活動単位数を換算し、1,860円を乗じて得た額とする。</p> <p>1,860円×延活動単位数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・30分未満は、0単位 ・30分以上1時間未満は、0.5単位 ・1時間上は1単位 		
--	--	--	--

<p>ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)</p>	<p>次により算出された額の合計額とする。</p> <p>1 ひとり親家庭等生活支援事業</p> <p>(1)</p> <p>1 実施主体あたり 11,482,000円</p> <p>(2) 地域の民間団体の活用等による出張・訪問相談、同行支援、見守り支援を行う場合に加算する額 4,265,000円</p> <p>2 子どもの生活・学習支援事業</p> <p>(1) 集合型により実施する場合</p> <p>(3) ①～②及び④の合計</p> <p>(2) 派遣型により実施する場合</p> <p>(3) ①及び③の合計</p> <p>(3) 集合型と派遣型の両方を実施する場合</p> <p>①～④の合計</p> <p>①事業費 1 実施主体あたり 2,727,000円</p> <p>※委託の場合は、実施主体を事業実施団体に読み替える。</p> <p>②事業費 (集合型)</p> <p>ア 1 実施主体あたり 7,674,000円</p> <p>イ 実施日数に応じてアに加算する</p> <p>105日～156日 3,836,000円</p> <p>157日～208日 7,673,000円</p> <p>209日以上 11,510,000円</p> <p>※委託の場合は、実施主体を事業実施団体に読み替える。</p> <p>③事業費 (派遣型)</p> <p>ア 1 回の訪問が1日の場合</p> <p>10,180円×訪問延回数</p> <p>イ 1 回の訪問が半日以内の場合</p> <p>6,570円×訪問延回数</p> <p>※1 上記2 (3) ②イの実施日数は、事業実施場所毎の実施日数の合計とする。</p> <p>④実施準備経費 (1 実施場所あたり)</p> <p>ア 改修費等 4,000,000円</p> <p>イ 礼金及び賃借料 (実施前月分) 600,000円</p> <p>※2 令和3年度中に支払われたものに限る。</p>	<p>2 ひとり親家庭等生活向上事業の実施に必要な報酬、給料 (ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、職員手当等 (ただし会計年度任用職員及び臨時的任用職員へ支給されるものに限る)、報償費、共済費、改修費、備品購入費、旅費、需用費 (食糧費、印刷製本費、消耗品費、燃料費、光熱水費)、役務費 (通信運搬費、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、負担金、補助及び交付金</p>	<p>3 / 4</p>
-------------------------------------	--	--	--------------

<p>ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業(新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的とするものの実施に係るものに限る。))</p>	<p>次により算出した額の合計 1 実施主体当たり 500,000円 ※委託の場合は、実施主体を事業実施団体に読み替える。 ※令和元年度及び令和2年度に交付決定を受けた実施主体分は、500,000円から令和元年度実支出額及び令和2年度実支出額を差し引いた額とする。</p>	<p>子どもの生活・学習支援事業の実施に必要な備品購入費、需要費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費、広告料)、委託料、使用料及び賃借料 ※消毒液等の一括購入、学習室等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルスの感染拡大防止を図るために必要な経費に限る。</p>	<p>10/10</p>
---	---	---	--------------